

様式2（行政手続条例適用：個票番号501）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和6年12月11日作成

処 分 名	保健福祉総合センター利用の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町保健福祉総合センター条例（平成12年厚岸町条例第39号）	
根 拠 条 項	第7条第1項	
根 拠 条 文	保健センターを利用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当しない場合に許可する。 1 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 2 保健福祉総合センターの建物又は附属設備、備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 3 管理運営上支障があると認められるとき。 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	3日（機関名：保健福祉課健康推進係）
所 管 部 署	保健福祉課健康推進係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号502）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名	多機能共生型地域交流センター使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町多機能共生型地域交流センター条例（平成22年厚岸町条例第12号）	
根 拠 条 項	第5条第1項	
根 拠 条 文	次に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 (1) 憩いのサロン室 (2) 交流ルーム (3) 集会室 (4) 調理室	
審 査 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当しない場合に許可する。 1 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 2 共生型地域交流センターの建物、附属設備、備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 3 管理運営上支障があると認められるとき。 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	3日（機関名：保健福祉課地域支援係）
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号503)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名	多機能共生型地域交流センター使用料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町多機能共生型地域交流センター条例 (平成22年厚岸町条例第12号)	
根 拠 条 項	第8条第3項	
根 拠 条 文	<p>(使用料)</p> <p>第8条 共生型地域交流センターの使用料は、無料とする。ただし、第4条の事業以外で使用するときは、別表第1 (略) 及び別表第2 (略) により算定した額(その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 使用料は、原則として前納とする。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、町長が特に必要であると認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 共生型地域交流センターは、第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。</p> <p>(1) 子育て支援事業の実施に関すること。</p> <p>(2) 障害者地域活動支援事業の実施に関すること。</p> <p>(3) 共生型地域交流センターを地域住民の使用に供すること。</p> <p>(4) 地域住民の文化及び教養の向上に関すること。</p> <p>(5) 地域住民の福祉の増進に関すること。</p> <p>(6) 高齢者、障害者、就学前の児童(その保護者を含む。)等の交流に関すること。</p> <p>(7) その他設置の目的を達成するために必要な事業</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次に掲げるもののいずれかに該当する場合に使用料を免除する。</p> <p>(1) 子育て支援事業の実施に関すること。</p> <p>(2) 障害者地域活動支援事業の実施に関すること。</p> <p>(3) 共生型地域交流センターを地域住民の使用に供すること。</p> <p>(4) 地域住民の文化及び教養の向上に関すること。</p> <p>(5) 地域住民の福祉の増進に関すること。</p> <p>(6) 高齢者、障害者、就学前の児童(その保護者を含む。)等の交流に関すること。</p> <p>(7) その他設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>※ 町長が特に必要であると認めるとき。(災害による避難)</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3日 (機関名： 保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 0 4)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	多機能共生型地域交流センター使用料の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町多機能共生型地域交流センター条例施行規則 (平成22年厚岸町規則第 5 号)	
根 拠 条 項	第 6 条 第 2 項	
根 拠 条 文	<p>第 6 条 条例第 9 条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用日の 3 日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取り消しがあった場合</p> <p>(2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、共生型地域交流センターの使用ができなくなった場合</p> <p>2 使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書(別記様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>条例</p> <p>第 9 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次に掲げるもののいずれかに該当する場合に還付する。</p> <p>(1) 使用日の 3 日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取り消しがあった場合</p> <p>(2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、共生型地域交流センターの使用ができなくなった場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 0 日 (機関名：保健福祉課地域支援係、総合政策課、出納室)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 0 5)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	多機能共生型地域交流センターの特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町多機能共生型地域交流センター条例施行規則 (平成22年厚岸町規則第 5 号)	
根 拠 条 項	第 7 条	
根 拠 条 文	<p>第 7 条 条例第10条第 1 項第 3 号の規定により特別な設備等の許可を受けようとする者は、使用申請の際に、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>条例第10条第 1 項第 3 号</p> <p>使用上特別な設備をしようとするとき又は既設のものに変更を加え、若しくは特殊な機械等の持込みをしようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けること。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>現状復旧が確実と見込まれ、かつ、次に掲げるもののいずれかに該当しない場合に許可する。</p> <p>1 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>2 共生型地域交流センターの建物、附属設備、備品等をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>3 管理運営上支障があると認められるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名：保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 0 6)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	生活福祉資金等利子補給金の交付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町生活福祉資金等利子補給条例 (平成 2 年厚岸町条例第 21 号)	
根 拠 条 項	第 6 条	
根 拠 条 文	<p>利子補給金の交付を受けようとする借受人は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間 (以下、この条において「当該期間」という。)に係る第 5 条に規定する利子補給金を当該期間の終了するまでに別に定めるところより、町長に交付申請をしなければならない。ただし、当該期間の途中で償還期日が到来した者は、その期日の属する月の翌月の末日までに町長に申請することができるものとする。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>申請を受理したときは、その内容を審査し利子補給金を交付すべきものと認めた時は予算の範囲内においてその交付額を決定し、すみやかに利子補給金交付決定通知書 (別記第 2 号様式) により当該申請者に通知するものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名： 保健福祉課地域支援係、総合政策課、出納室)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 0 7)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年 1 2 月 1 1 日作成

処 分 名	ウタリ住宅新築資金等貸付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町ウタリ住宅新築資金等貸付条例(昭和62年厚岸町条例第16号)	
根 拠 条 項	第 7 条	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定による申請があつたときはその内容を審査し、貸付の可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次に掲げるもの全てに該当する場合に貸付決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築資金等の貸付を受けることができる者は、本町内に住所を有し、本町内の区域内において新築工事等を行おうとするウタリで、町長が必要と認めた者とする。 ・ 新築資金等の貸付を受けることができる者は、次の各号に該当する者で、町長が適当と認める者とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸付の申込日を基準として町内に引続き 1 年以上居住し、次に掲げるものを完納していること。ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実と認められるときは、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> ア 町税 イ 国民健康保険税 ウ 後期高齢者医療保険料 エ 介護保険料 オ ごみ処理手数料 カ 町営住宅使用料 キ 水道料及び下水道使用料 ク 公共下水道事業受益者負担金 (2) 元利金の償還可能な者で、かつ、独立の生計を営む成年者である連帯保証人を立てることができる者 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名：保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号508）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名	ウタリ住宅新築資金等貸付金の償還の猶予及び免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町ウタリ住宅新築資金等貸付条例(昭和62年厚岸町条例第16号)	
根 拠 条 項	第15条	
根 拠 条 文	<p>町長は、借受者が次の各号の一に該当する場合で、やむを得ないと認められるときは、償還金の全部又は一部の支払いを猶予し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 災害その他特別の理由により償還金を支払うことが著しく困難であると認められるとき。</p> <p>(2) 災害その他借受者の責めに帰することができない理由により、新築資金等の貸付を受けて新築、購入又は改修をした住宅が、滅失若しくはそれと同等の被害を受けたとき。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	現地での事実確認をし、条例に規定する事項に該当する場合に決定する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	30日（機関名：保健福祉課地域支援係）
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 0 9)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	ウタリ住宅新築資金等貸付金の違約金の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町ウタリ住宅新築資金等貸付条例(昭和62年厚岸町条例第16号)	
根 拠 条 項	第16条第 1 項	
根 拠 条 文	<p>町長は、借受者が償還期日までに償還金の支払いをしないとき、又は第14条(第 1 号及び第 2 号を除く。)の規定による一時償還の請求を受けた金額を支払わなかつたときは、償還期日の翌日から支払い日までの日数に応じ、延滞した額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。ただし、町長は特別の理由があると認めるときは、違約金の全部又は一部を免除することができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>必要な調査、事実確認をし、次の各号のいずれかに該当する場合に免除する。</p> <p>(1) 借受者若しくは同居の親族が死亡又は長期の加療を要する疾病若しくは負傷により、償還が著しく困難であると認められるとき。</p> <p>(2) 借受者が災害による被害を受け、償還が著しく困難であると認められるとき。</p> <p>(3) 借受者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者となつたとき。</p> <p>(4) その他前各号と同一の事情にあると認められるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名：保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号510）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名	災害見舞金支給の認定	
根 拠 法 令 名	厚岸町災害見舞金支給条例（平成元年厚岸町条例第7号）	
根 拠 条 項	第4条	
根 拠 条 文	町長は、被害の状況等を調査し、見舞金の支給の可否を認定する。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>必要な調査、事実確認をし、次に掲げる被害者(第1号の場合は、その世帯主)又はその遺族、若しくはその保護者に支給する。</p> <p>(1) 災害により建物が焼失、損壊、流失、埋没、浸水等の被害を受けた世帯</p> <p>(2) 災害により死亡した者</p> <p>(3) 災害による負傷のため、10日以上入院治療を要する者</p> <p>(定義)</p> <p>(1) 災害とは、火災又は暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他自然災害で町長が認めたものをいう。</p> <p>(2) 建物とは、専ら居住の用に供し、現に入居している建物(以下「住宅」という。)及び牛馬等の飼育に供している施設(以下「畜舎等」という。)若しくは海産物等を収納している施設(以下「漁舎等」という。)をいう。</p> <p>(3) 被害者とは、災害により被害を受けた者で、現に本町に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。</p> <p>(3) 被害者とは、災害により被害を受けた者で、現に本町に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民票に記載されている者、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)による外国人登録原票に登録されている者を言う。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名： 保健福祉課地域支援係）
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 1 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	災害援護資金貸付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例 (平成元年厚岸町条例第 6 号)	
根 拠 条 項	第18条第 1 項	
根 拠 条 文	災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を1名たて、町長に借受け申請をしなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>必要な調査、事実確認をし、北海道の区域内において生じた災害で、災害救助法による救助の行われた災害(以下この章において単に「災害」という。)により、次条に規定する被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。</p> <p>(対象被害)</p> <p>被害の程度は、次の各号のいずれかに該当する被害とする。</p> <p>(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷</p> <p>(2) 住居又は家財の被害金額が、当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上である損害</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名：保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 1 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	災害援護資金貸付金の違約金の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例 (平成元年厚岸町条例第 6 号)	
根 拠 条 項	第21条	
根 拠 条 文	町長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払い期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年10.75パーセントの割合をもって支払い期日の翌日から支払い当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。	
審 査 基 準 の 内 容	必要な調査、事実確認をし、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合に免除する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名：保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 1 3)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	災害援護資金貸付金の償還金の猶予	
根 拠 法 令 名	厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例 (平成元年厚岸町条例第 6 号)	
根 拠 条 項	第22条第 1 項	
根 拠 条 文	町長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったとみとめられるときは、第15条第 2 項の規定にかかわらず償還金の支払いを猶予することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	必要な調査、事実確認をし、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由があると認められる場合に猶予する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名：保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 1 4)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 1 日作成

処 分 名	出産祝金支給の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町出産祝金支給規則 (平成19年厚岸町規則第 6 号)	
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項	
根 拠 条 文	町長は、申請書を受理したときは、第3条に定める支給要件に該当しているか否かを審査し、受給資格があると認めたときは、出産祝金支給決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	規則で定める基準のとおり 厚岸町出産祝金支給規則 (平成19年厚岸町規則第 6 号) 第 5 条で定める申請書及び添付書類による申請があった場合、受給資格を確認し、決定・支給する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	5 日 (機関名：町民課窓口サービス係)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 5 日 (機関名：保健福祉課子育て施策推進係)
所 管 部 署	保健福祉課子育て施策推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 1 5)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年 1 2 月 1 1 日作成

処 分 名	町立保育所入所の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町立保育所条例 (昭和49年厚岸町条例第 2 号)	
根 拠 条 項	第 4 条第 1 項	
根 拠 条 文	保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>条例で定める基準のとおり</p> <p>厚岸町立保育所条例施行規則 (昭和62年厚岸町規則第 7 号) 第 3 条で定める申請書による申請があった場合。</p> <p>厚岸町立保育所条例 (昭和49年厚岸町条例第 2 号) 第 4 条第 1 項の各号のいずれかに該当することの確認のために必要書類等の提出を求め、保育が必要な場合、入所承諾を行う。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 4 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 4 日 (機関名： 保健福祉課子育て施策推進係)
所 管 部 署	保健福祉課子育て施策推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 1 7)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年 1 2 月 1 1 日作成

処 分 名	町立へき地保育所入所の承諾	
根 拠 法 令 名	厚岸町立へき地保育所条例 (昭和49年厚岸町条例第 4 号)	
根 拠 条 項	第 6 条	
根 拠 条 文	町長は第 2 条に定める入所定員の範囲内で保育児童を入所させることができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>条例で定める基準のとおり</p> <p>厚岸町立へき地保育所条例施行規則(昭和49年厚岸町規則第 2 号)第 4 条で定める申請書による申請があり、保育が必要な場合、入所承諾を行う。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 4 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 4 日 (機関名：保健福祉課子育て施策推進係)
所 管 部 署	保健福祉課子育て施策推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 2 0)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 1 日作成

処 分 名	児童館使用の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町児童館条例 (平成 6 年厚岸町条例第 5 号)	
根 拠 条 項	第 8 条第 1 項	
根 拠 条 文	<p>児童を除き、児童館を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、児童館が主催する事業等に参加する児童以外の者の使用の場合は除く。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>1 次に掲げるもののいずれかに該当していること</p> <p>(1) 児童に係る地域組織活動の育成助長のための母親クラブ、子ども会等の使用。</p> <p>(2) 1 の指導者養成を図る事業を行うための使用。</p> <p>(3) 地域の児童の健全育成に必要な活動を行うための使用。</p> <p>(4) その他(1)から(3)に類すると認められる使用。</p> <p>2 次に掲げるものに該当しないこと</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力委団員の利益になると認められる場合。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのあるとき。</p> <p>(3) 建物及び設備を破損、汚損若しくは滅失する恐れのあるとき。</p> <p>(4) その他児童館行事、運営等に支障があると認められるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	2 日 (機関名：児童館)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：保健福祉課子育て施策推進係)
所 管 部 署	保健福祉課子育て施策推進係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号521）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和3年10月11日作成

処 分 名	児童館使用料の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町児童館条例（平成6年厚岸町条例第5号）	
根 拠 条 項	第10条第2項	
根 拠 条 文	<p>（使用料等）</p> <p>第10条 児童館の使用料は無料とする。ただし、第8条第1項により使用する場合、使用者は町長が別に定める燃料費、電気料の実費相当額(以下「利用料」という。)を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料は、第1条の設置目的に使用の場合は全額免除し、社会福祉、公共(益)の用に供するとき、又はその他特別の理由があるときは、これを減免することができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>1 次に掲げるもののいずれかに該当していること</p> <p>(1) 児童に係る地域組織活動の育成助長のための母親クラブ、子ども会等の使用。</p> <p>(2) 1の指導者養成を図る事業を行うための使用。</p> <p>(3) 地域の児童の健全育成に必要な活動を行うための使用。</p> <p>(4) その他(1)から(3)に類すると認められる使用。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	2日（機関名：児童館 ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：保健福祉課子育て施策推進係）
所 管 部 署	保健福祉課子育て施策推進係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号522）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名	がん検診受診の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町がん予防保健事業条例（平成12年厚岸町条例第38号）	
根 拠 条 項	第4条	
根 拠 条 文	がん検診を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ町長に申込みをしなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>町長は、前条の申込みにより、これを審査し、受診の可否を当該申込者に通知するものとする。</p> <p>1 がん検診の内容 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診及び子宮がん検診の診査</p> <p>2 がん検診の対象者 厚岸町に住所を有する40歳以上の者 ただし、子宮がん検診については、20歳以上の者</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：保健福祉課健康推進係）
所 管 部 署	保健福祉課健康推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 2 3)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	予防接種の申込み	
根 拠 法 令 名	厚岸町予防接種費用徴収条例 (平成13年厚岸町条例第54号)	
根 拠 条 項	第 6 条 第 2 項	
根 拠 条 文	接種希望者は、必要な書類を添えて、あらかじめ、町長に申込みをしなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>町長は前項の規定による申込みを受けたときは、第 5 条の規定に基づく対象の有無を調査し、その結果を接種希望者に通知するものとする。</p> <p>1 予防接種の対象者 厚岸町に住所を有する者で、かつ、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第 1 条に規定する者第 1 条の 3 第 1 項の表インフルエンザの項及び肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の項に規定する者とする。</p> <p>(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、肝臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：保健福祉課健康推進係)
所 管 部 署	保健福祉課健康推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 2 5)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成規則 (平成24年厚岸町規則第 8 号)	
根 拠 条 項	第 6 条	
根 拠 条 文	助成を受けようとする者は、別記様式第 1 号による厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成申請書を町長に提出するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の決定をしたときは、申請者に別記様式第 2 号による厚岸町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成金交付決定通知書兼助成券 (以下「助成券」という。)及び別記様式第 3 号による 23 価肺炎球菌ワクチン (ニューモバックス NP) 接種予診票を交付するものとする。</p> <p>1 助成の対象者 助成の対象者は、予防接種を受ける時点において、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者 (2) 70 歳以上の者 (3) 過去 5 年以内に肺炎球菌の予防接種を受けたことがない者 (4) 町が委託する医療機関 (以下、「医療機関」という。)において予防接種を受けることができる者 (5) 肺炎球菌に係る予防接種に対して医療保険またはその他の補助等の適用がない者</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：保健福祉課健康推進係)
所 管 部 署	保健福祉課健康推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 2 6)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	妊婦健康診査通院交通費助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町妊婦健康診査通院支援事業実施規則 (平成19年厚岸町規則第 4 号)	
根 拠 条 項	第 5 条	
根 拠 条 文	助成を受けようとする対象者又は対象者から委任を受けた者(医師又は助産師が対象者の妊娠を証した書類を持参したもの。)は、出産するまでの間に、法第16条に規定する母子健康手帳を提示のうえ、申請書(別記様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成を決定した場合は、助成金決定通知書(別記様式第 2 号)により、却下した場合にはその理由を付して申請者に通知するものとする。</p> <p>1 助成の対象者 この事業の対象者は、厚岸町に住所を有する者であつて、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第15条に規定する妊娠の届出があり、出産を予定している者とする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 日 (機関名： 保健福祉課健康推進係)
所 管 部 署	保健福祉課健康推進係	
備 考	毎月の決定通知日は、1 日とする。ただし、決定通知日が土曜日、日曜日及び国民の祝日の場合は、翌日又は翌々日とする。	

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 2 7)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	養育医療費用徴収金の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町母子保健法施行細則 (平成25年厚岸町規則第 2 号)	
根 拠 条 項	第 8 条第 1 項	
根 拠 条 文	前項の規定により減免を受けようとする者は、徴収金減免申請書 (別記様式第 6 号) を町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	町長は、年度の途中において災害、病気その他やむを得ない理由により納入義務者の収入又は必要経費に著しい変動が生じたため、徴収金を納入することが困難であると認めるときは、これを減免することができる。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 日 (機関名： 保健福祉課健康推進係)
所 管 部 署	保健福祉課健康推進係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号528）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和3年10月12日作成

処 分 名	多機能共生型地域交流センター車いす対応福祉車両使用の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町多機能共生型地域交流センター車いす対応福祉車両使用管理規則(平成22年厚岸町規則第31号)	
根 拠 条 項	第6条第1項	
根 拠 条 文	福祉車両を使用しようとする者（使用しようとするものが18歳未満であるときは、その保護者。以下「申請者」という。）は、使用承認申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	
審 査 基 準 の 内 容	障害者及び心身に障害のある者で厚岸町地域活動支援センターを利用する者及び児童等の申請により使用承認をする。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	3日（機関名： 保健福祉課障がい福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号529）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和3年10月12日作成

処 分 名	障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則（平成18年厚岸町規則第34号）	
根 拠 条 項	第11条	
根 拠 条 文	町長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、軽減措置対策費の交付の可否を決定し、利用者負担軽減措置対策費交付決定通知書により当該事業者又は当該対象者に通知しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	心身の発達に遅れや障害のある児童について、児童福祉法における障害児通所支援を利用し負担上限月額が一般1以上の保護者に対し交付決定をする。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名： 保健福祉課障がい福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号530)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 2 日作成

処 分 名	地域生活支援事業利用の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町地域生活支援事業条例 (平成18年厚岸町規則第48号)	
根 拠 条 項	第5条第2項	
根 拠 条 文	町長は、前項の申請に基づき、申請者及び世帯の状況等について審査を行い、サービスの提供の可否を決定するものとして、その決定内容を文書をもって申請者に通知しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活サポート事業 障害者総合支援法第19条第1項の支給決定者となることができなかつた障害者であつて、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障を来すおそれのある障害者の申請について、審査を行い決定する。 ・デイサービス事業 身体障害者であつて、障害の種類及び程度、日常生活活動の状況を勘案し決定する。 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	1日 (機関名：厚岸町自立支援協議会)
	処 分 機 関	30日 (機関名：保健福祉課障がい福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号531)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 2 日作成

処 分 名	日常生活用具の給付又は貸与の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町障害者日常生活用具給付等事業実施規則 (平成18年厚岸町規則第61号)	
根 拠 条 項	第6条	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請書に基づき、その内容について別記様式第 2 号により審査し、給付等の可否を決定し、給付の決定をした場合は、日常生活用具給付決定通知書 (別記様式第 3 号) により、貸与の決定をした場合は、日常生活用具貸与決定通知書 (別記様式第 4 号) により、給付等をしないことに決定した場合は、日常生活用具 (給付・貸与) 申請却下通知書 (別記様式第 5 号) により申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	規則第4条の規定に該当する障害者等が当該用具に係る見積書を添付し申請があった場合、その内容について審査を行い決定する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 0 日 (機関名：保健福祉課障がい福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号532)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 2 日作成

処 分 名	手話通訳者・手話奉仕員派遣の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町障害者等コミュニケーション支援事業実施規則(平成18年厚岸町規則第56号)	
根 拠 条 項	第7条第1項	
根 拠 条 文	<p>第 3 条に規定する事業に係るサービスを利用しようとする者（サービスを利用しようとする者が18歳未満であるときはその保護者。以下「申請者」という。）は、利用しようとする日（連続して2日以上利用しようとするときは、その最初の日とする。）の10日前までに別記様式第 1 号のコミュニケーション支援事業利用申請書を町長に提出するものとする。ただし、町長が緊急かつ必要と認める場合は、この限りでない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>申請内容を確認のうえ、釧路総合振興局通じ北海道ろうあ連盟と派遣に係る日程調整後決定をする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 0 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	3 日（機関名：釧路総合振興局 ）
	協 議 機 関	1 日（機関名：北海道ろうあ連盟 ）
	処 分 機 関	1 0 日（機関名：保健福祉課障がい福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号533)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 2 日作成

処 分 名	障害児援護旅費助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町障害児援護旅費助成規則 (平成21年厚岸町規則第4号)	
根 拠 条 項	第7条第3項	
根 拠 条 文	<p>第 7 条 援護旅費の助成を受けようとする保護者 (以下「申請者」という。) は、厚岸町障害児援護旅費助成申請書 (別記様式第 1 号) に、旅行証明書 (別記様式第 2 号) を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請は、第 3 条第 1 項に規定する旅行終了後30日以内に行わなければならない。</p> <p>3 町長は、第 1 項の申請により、助成の決定又は却下をしたときは、厚岸町障害児援護旅費助成決定 (却下) 通知書 (別記様式第 3 号) により申請者に通知するものとする。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	障害児入所施設及び特別支援学校の入退所や訪問等に際し、児童とその保護者に対し申請により助成の可否を決定する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名：保健福祉課障がい福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号534)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 8 日作成

処 分 名	厚岸町障害児通所交通費助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町障害児通所交通費助成規則 (令和 3 年厚岸町規則第50号)	
根 拠 条 項	第 6 条	
根 拠 条 文	<p>(申請及び決定)</p> <p>第 6 条 交通費の助成を受けようとする保護者 (以下この条において「申請者」という。) は、厚岸町障害児通所交通費助成申請書 (別記様式第 1 号) に、通所証明書 (別記様式第 2 号) を添えて障害児が施設に通所した日の属する年度の末日までに町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、厚岸町障害児通所交通費助成決定 (却下) 通知書 (別記様式第 3 号) により申請者に通知するものとする。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次に掲げる障害児通所支援を行う施設に通所し、かつ、その保護者が自家用車等により当該障害児に付添いしたときは、当該保護者の申請を受け、助成の可否を通知する。</p> <p>(1) 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援 (2) 法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する医療型児童発達支援 (3) 法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービス (4) 前 3 号に掲げる施設に準ずると町長が認める施設</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名：保健福祉課障がい福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号535)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 2 日作成

処 分 名	精神障害者医療費助成の請求	
根 拠 法 令 名	厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例 (昭和54年厚岸町条例第24号)	
根 拠 条 項	第5条第1項	
根 拠 条 文	医療費の助成方法は、対象者の保護者の請求により行なうものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	精神障害者の保護者より、申請 (医療機関の請求書等添付) により入院医療費 (付加給付を除く。) の 3 割を助成する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名 :)
	協 議 機 関	日 (機関名 :)
	処 分 機 関	7 日 (機関名 : 保健福祉課がい福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号536)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 2 日作成

処 分 名	精神障害者通所交通費助成の認定	
根 拠 法 令 名	厚岸町精神障害者通所交通費助成規則 (平成19年厚岸町規則第31号)	
根 拠 条 項	第6条第2項	
根 拠 条 文	<p>第 6 条 通所交通費の助成を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、別記様式第 1 号の厚岸町精神障害者通所交通費助成認定申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による申請書により、助成の認定又は不認定の決定をしたときは、別記様式第 2 号の厚岸町精神障害者通所交通費助成認定 (不認定) 通知書により、申請者に通知するものとする。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>規則で定める基準による 町内に住所を有する精神障害者 (公共交通機関利用者) で、社会復帰のため就労支援事業所に通所する交通費の一部を助成する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名： 保健福祉課障がい福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号537)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 2 日作成

処 分 名	難病患者等援護旅費助成の認定	
根 拠 法 令 名	厚岸町難病患者等援護旅費助成規則 (平成12年厚岸町規則第38号)	
根 拠 条 項	第5条第2項	
根 拠 条 文	<p>第 5 条 援護旅費の助成を受けようとする患者又は保護者は、難病患者等援護旅費受給資格登録申請書 (別記様式第 1 号) に、公的機関の発行する患者であることを認定するに足りる書面の写しを添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による申請により、認定又は不認定の決定をしたときは、難病患者等援護旅費受給資格登録認定・不認定通知書 (別記様式第 2 号) を患者又は保護者に通知するものとする。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>規則で定める基準による 町内に住所を有する特定疾患患者が町外の医療機関に通院する際の公共交通機関交通費の一部を助成する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名：保健福祉課障がい福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号538)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 2 日作成

処 分 名	じん臓機能障害者通院交通費助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町じん臓機能障害者通院交通費助成規則 (平成12年厚岸町規則第52号)	
根 拠 条 項	第7条第2項	
根 拠 条 文	<p>第 7 条 通院交通費の助成を受けようとする患者又は保護者 (以下「申請者」という。) は、別記第 1 号様式の厚岸町じん臓機能障害者通院交通費助成申請書 (以下「申請書」という。) に別記第 2 号様式の通院証明書を添付し、町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による申請書により、助成又は却下の決定をしたときは、別記第 3 号様式の厚岸町じん臓機能障害者通院交通費助成決定 (却下) 通知書により、申請者に通知するものとする。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>規則で定める基準のとおり 人工透析患者で自宅から医療機関まで片道 1 0 km以上の者に対し助成する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名：保健福祉課障がい福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号540）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和6年12月12日作成

処 分 名	介護保険料の執行猶予	
根 拠 法 令 名	厚岸町介護保険条例	
根 拠 条 項	第8条第1項	
根 拠 条 文	<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って徴収を猶予することができる</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払いに係る月</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	30日（機関名： 保健福祉課介護保険係）
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 4 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年 1 2 月 1 2 日作成

処 分 名	介護保険料の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町介護保険条例 (平成12年厚岸町条例第 1 号)	
根 拠 条 項	第 9 条 第 1 項	
根 拠 条 文	(保険料の減免) 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	(保険料の減免) 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。 (1) 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要と認める者 (2) 貧困により生活のために扶助など受ける者 (3) その他特別の事情があると認める者 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号 (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 減免を必要とする理由	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名： 保健福祉課介護保険係り)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号542)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 10月 1日作成

処 分 名	日常生活用具の給付又は貸与の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町高齢者日常生活用具給付等事業実施規則	
根 拠 条 項	第5条	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請書に基づき、その内容について別記様式第2号により審査し、給付等の可否を決定し、給付の決定をした場合は、日常生活用具給付決定通知書(別記様式第3号)により、貸与の決定をした場合は、日常生活用具貸与決定通知書(別記様式第4号)により、給付等をしないことに決定した場合は、日常生活用具(給付・貸与)申請却下通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	規則別表第1の給付種目別の対象要件に該当する場合に給付する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日(土曜、日曜は含まない)
	経 由 機 関	日(機関名：)
	協 議 機 関	日(機関名：)
	処 分 機 関	10日(機関名：保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号543)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名	福祉バス使用の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町福祉バス使用管理規則	
根 拠 条 項	第6条	
根 拠 条 文	町長は、前項の使用申込書を受付したときは、調整の上、使用承認書(別記第2号様式)を交付するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	規則に定める基準のとおり (1) 町が行う民生、福祉に関する事業 (2) 町内社会福祉団体が行う民生福祉等の事業 (3) 社会福祉活動及びこれに準ずる活動を行っている団体の事業又は行おうとする団体の事業 (4) その他町長が特に必要と認めるとき。 いずれかに該当する場合に承認する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	4日(土曜、日曜は含まない)
	経 由 機 関	日(機関名：)
	協 議 機 関	日(機関名：)
	処 分 機 関	4日(機関名：保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号544)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年 1 2 月 1 1 日作成

処 分 名	介護用品給付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則	
根 拠 条 項	第 7 条第1項	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定による給付の申請があった場合は、内容を審査し、給付を決定したときは別記様式第2号による厚岸町在宅要介護者介護用品給付決定通知書に別記様式第3号による厚岸町在宅要介護者介護用品給付券(以下「給付券」という。)を添えて、給付をしないこととしたときは別記様式第4号による厚岸町在宅要介護者介護用品給付却下通知書を申請者に送付しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>規則第 2 条に定める基準のとおり</p> <p>第 2 条 介護用品の給付対象者は、現に本町に在住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれにも該当する要介護者とする。</p> <p>(1) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「省令」という。)第1条第1項に規定する要介護4又は要介護5に該当していること。</p> <p>(2) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税均等割が課せられていないこと。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	4 日 (土曜、日曜は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	4 日 (機関名：保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号545)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 2 年 1 1 月 4 日作成

処 分 名	住宅改修支援費助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町介護保険住宅改修支援費助成規則	
根 拠 条 項	第 5 条 第 2 項	
根 拠 条 文	町長は、前項の規定による申請があったときは、厚岸町介護保険条例施行規則（平成13年厚岸町規則第29号）第21条の規定に基づく居宅介護住宅改修費等の支給決定を確認し、厚岸町介護保険住宅改修支援費助成金交付決定・不決定通知書（別記様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>規則に定める基準のとおり</p> <p>介護支援専門員等が住宅改修費支給申請業務を行う月において、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第46条第 1 項に規定する居宅介護サービス計画費又は法第58条第 1 項に規定する介護予防サービス計画費の支給（法第41条第 6 項又は法第53条第 4 項に規定する代理受領を含む。）を受けていない者に対し行う当該住宅改修費支給申請業務を対象とする。ただし、住宅改修費支給申請業務を必要とする介護保険被保険者に対し、介護支援専門員等が厚岸町第 1 号介護予防支援事業実施要綱（平成29年厚岸町訓令第 7 号）に定める介護予防ケアマネジメントを提供し、事業費を受けている場合を除く。</p> <p>住宅改修費支給申請業務を行った介護支援専門員等が指定居宅介護支援事業所に属する者でないときに該当する場合に助成する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	4 日（土曜、日曜は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名：）
	協 議 機 関	日（機関名：）
	処 分 機 関	4 日（機関名：保健福祉課地域支援係）
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号546)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 10月 1日作成

処 分 名	福祉電話貸与の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町福祉電話貸与事業実施規則	
根 拠 条 項	第5条	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請書に基づきその内容を審査し、貸与の可否を決定し、福祉電話(貸与決定・申請却下)通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>規則に定める基準のとおり</p> <p>福祉電話の貸与を受けることができる者(以下「貸与対象者」という。)は、厚岸町に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、その者の属する世帯が現に電話を保有せず、かつ、その者の属する世帯の生計中心者が前年中の所得税を課せられていない場合とする。</p> <p>(1) おおむね65歳以上でひとり暮らしの者</p> <p>(2) おおむね65歳以上の者のみで構成されている世帯で、慢性疾患等のため、日常生活上注意を必要とする者</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が1級又は2級に該当する重度身体障害者のうち次に掲げる者</p> <p>ア 外出困難な者</p> <p>イ 難聴者</p> <p>に該当する場合に貸与する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日(土曜、日曜は含まない)
	経 由 機 関	日(機関名：)
	協 議 機 関	日(機関名：)
	処 分 機 関	7日(機関名：保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号547）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名	福祉機器貸与貸与の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町在宅福祉機器貸与規則	
根 拠 条 項	第5条	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請書に基づきその内容を審査し、貸与の可否を決定し、在宅福祉機器(貸与決定・申請却下)通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	規則に定める基準のとおり 機器の貸与を受けることができる者(以下「貸与対象者」という。)は、厚岸町に住所を有する者であって、別表の種目欄に対応する対象者欄に掲げる者とする。 に該当する場合に貸与する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	4日(土曜、日曜は含まない)
	経 由 機 関	日(機関名:)
	協 議 機 関	日(機関名:)
	処 分 機 関	4日(機関名: 保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号548)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年 1 2 月 1 1 日作成

処 分 名	高齢者等及び身体障害者生活支援事業利用の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例	
根 拠 条 項	第 4 条 第 2 項	
根 拠 条 文	町長は、前項の申請に基づき、申請者及び世帯の状況等について審査を行い、サービスの提供を決定するものとし、その決定内容を申請者に通知しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>条例の規定どおり</p> <p>(1) 生きがい活動支援通所事業 イ 事業の対象者 高齢者等</p> <p>(2) 生活管理指導短期宿泊事業 イ 事業の対象者 基本的な生活習慣が欠如し、対人関係が成立しない等の理由により社会生活に適応することが困難な高齢者等</p> <p>(3) 配食サービス事業 イ 事業の対象者 高齢者等の単身世帯、世帯の構成員がすべてが高齢者等である世帯その他これに準ずるものと認められる世帯の高齢者等であって、老衰、心身の障害、疾病等の理由により食事の調理が困難なもの</p> <p>(4) 生活管理指導員派遣事業 イ 事業の対象者 社会生活が困難な高齢者等</p> <p>(5) 外出支援サービス事業 イ 事業の対象者 一般車両による移動が困難な身体障害者</p> <p>(6) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 イ 事業の対象者 ひとり暮らしの高齢者等及び身体障害者であって、寝具の衛生管理が困難なもの</p> <p>(7) 緊急通報システム事業 イ 事業の対象者 高齢者等及び身体障害者の単身世帯並びに世帯の構成員がすべて高齢者等及び身体障害者である世帯その他これに準ずるものと認められる世帯の高齢者等及び身体障害者</p> <p>(8) 除雪サービス事業 イ 事業の対象者 高齢者等及び身体障害者の単身世帯並びに世帯の構成員がすべて高齢者等及び身体障害者である世帯その他これに準ずるものと認められる世帯の高齢者等及び身体障害者</p> <p>に該当する場合に利用決定する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	4 日 (土曜、日曜は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	4 日 (機関名：保健福祉課地域支援係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号549）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和6年12月11日作成

処 分 名	厚岸町車いす等利用者通院等交通費助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町車いす等利用者通院等交通費助成事業実施要綱	
根 拠 条 項	第5条第2項・第9条第1項	
根 拠 条 文	<p>町長は、前項の規定による登録決定をしたときは、その内容について厚岸町車いす等利用者通院等交通費助成事業利用登録者台帳（別記様式第4号）に登録する。</p> <p>町長は、前条に規定する事後申請を受けたときは、その内容及び厚岸町車いす等利用者通院等交通費助成事業車いす等利用状況確認票（別記様式第2号）による状況確認を行った上で第5条第1項に規定する登録の可否を決定し、厚岸町車いす等利用者通院等交通費助成決定（不決定）通知書（別記様式第9号）により当該事後申請者に通知するものとする。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>要綱の規定どおり</p> <p>本町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者であって、外出時に車いす等を使用する必要があると町長が認めた者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者を除く。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者</p> <p>に該当する場合に助成する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	4 日（土曜、日曜は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名：）
	協 議 機 関	日（機関名：）
	処 分 機 関	4 日（機関名：保健福祉課地域支援係）
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号550）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和2年10月28日作成

処 分 名	子どものインフルエンザ予防接種費用助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町子どものインフルエンザ予防接種費用助成規則（平成29年厚岸町規則第14号）	
根 拠 条 項	第5条	
根 拠 条 文	<p>助成を受けようとする対象者又はその保護者（親権を行う者、後見人その他の現に当該子どもを監護する者をいう。）（以下「申請者」という。）は、厚岸町子どものインフルエンザ予防接種費用助成申請書（別記様式）に、当該予防接種を受けたことを証する書類及び領収書を添えて、予防接種を受けた日の属する年度の末日までに、町長に申請するものとする。ただし、生活保護法の規定による生活保護世帯に属する者でない者については、本町が委託した医療機関に対し、本人であることを確認できる健康保険証、運転免許証等の提示をもって申請があったものとみなす。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>町長は、前条の申請書を受理したとき、又は前条ただし書きの規定により予防接種を受けた者に係る助成金相当額を医療機関から請求があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、助成が適当であると認めるときは、申請書または請求書を受理した日から起算して30日以内に申請者または医療機関に対し、助成金相当額を支払うものとする。</p> <p>1 助成の対象者</p> <p>助成対象者は、予防接種を受ける日ににおいて、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>（1）本町に住所を有する者</p> <p>（2）生後6月から18歳となる日の属する年度の末日までの間にある者</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	10日（機関名：保健福祉課健康推進係）
所 管 部 署	保健福祉課健康推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号551)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 1 日作成

処 分 名	保育施設等利用費助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町保育施設等利用費助成事業実施規則 (令和元年厚岸町規則第59号)	
根 拠 条 項	第 7 条 第 1 項	
根 拠 条 文	第 7 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、厚岸町保育施設等利用費助成決定通知 (別記様式第2号) 又は厚岸町保育施設等利用費助成申請却下通知書 (別記様式第3号) により申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>規則で定める基準のとおり</p> <p>厚岸町保育施設等利用費助成事業実施規則 (令和元年厚岸町規則第59号) 第 6 条で定める申請書及び添付書類による申請があった場合、助成要件を確認し、決定する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名 :)
	協 議 機 関	日 (機関名 :)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名 : 保健福祉課子育て施策推進係)
所 管 部 署	保健福祉課子育て施策推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号552)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 1 日作成

処 分 名	幼稚園等給食費助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町幼稚園等給食費助成金交付規則 (令和元年厚岸町規則第56号)	
根 拠 条 項	第 6 条 第 1 項	
根 拠 条 文	第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否並びに助成する場合における期間及び月額を決定し、厚岸町幼稚園等給食費助成金交付決定(却下)通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	規則で定める基準のとおり 厚岸町幼稚園等給食費助成金交付規則 (令和元年厚岸町規則第56号) 第 5 条 1 項及び第 2 項で定める申請書及び添付書類による申請があった場合、助成要件を確認し、決定する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名 :)
	協 議 機 関	日 (機関名 :)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名 : 保健福祉課子育て施策推進係)
所 管 部 署	保健福祉課子育て施策推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号553)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 2 日作成

処 分 名	介護予防訪問相当サービス利用者負担額助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町介護予防訪問相当サービス利用者負担額助成事業実施規則 (令和元年厚岸町規則第66号)	
根 拠 条 項	第 7 条	
根 拠 条 文	第 7 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、助成金の交付の可否及び交付する場合における助成金の額を決定し、厚岸町介護予防訪問相当サービス利用者負担額助成決定(不決定)通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	規則で定める基準のとおり 厚岸町介護予防訪問相当サービス利用者負担額助成事業実施規則 (令和元年厚岸町規則第66号) 第 6 条で定める申請書及び添付書類 による申請があった場合、助成要件を確認し、決定・交付する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名：保健福祉課障がい福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号554)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和2年11月4日作成

処 分 名	高額介護予防サービス費に相当する費用の支給	
根 拠 法 令 名	厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業条例	
根 拠 条 項	第9条	
根 拠 条 文	町長は、国要綱に基づき、利用者に対し高額介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用を支給するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>規則に定める基準のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第9条に規定する費用の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する費用に関して必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。 2 高額介護予防サービス費の支給に相当する費用の支給を希望する者は、高額介護予防サービス費相当額支給申請書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。 3 町長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、支給の可否を決定し、高額(医療合算)介護予防サービス費相当額支給(不支給)決定通知書(別記様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日(土曜、日曜は含まない)
	経 由 機 関	日(機関名：)
	協 議 機 関	日(機関名：)
	処 分 機 関	30日(機関名：保健福祉介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号555)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和2年11月4日作成

処 分 名	高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用の支給	
根 拠 法 令 名	厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業条例	
根 拠 条 項	第9条	
根 拠 条 文	町長は、国要綱に基づき、利用者に対し高額介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用を支給するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>規則に定める基準のとおり</p> <p>1 条例第9条に規定する費用の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する費用に関して必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。</p> <p>4 高額医療合算介護予防サービス費相当額の支給を受けようとする者は、高額医療合算介護予防サービス費相当額支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(別記様式第8号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>5 町長は、前項の申請があったときは、速やかに当該被保険者の介護保険に係る自己負担額の内容を確認し、介護保険自己負担額証明書(別記様式第9号)を当該申請者に交付するものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日(土曜、日曜は含まない)
	経 由 機 関	日(機関名：)
	協 議 機 関	日(機関名：)
	処 分 機 関	30日(機関名：保健福祉介護保険係)
所 管 部 署	保健福祉課地域支援係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号556)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 4 年 1 0 月 1 4 日作成

処 分 名	診断書等取得費用助成金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町障害福祉制度の申請に係る診断書等取得費用助成金交付規則 (令和 4 年厚岸町規則第13号)	
根 拠 条 項	第6条	
根 拠 条 文	(交付の決定等) 町長は、規則第 5 条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して助成金の交付の可否を決定し、当該申請者に対しその旨を障害及び難病を事由とする診断書等取得費用助成金交付(却下)決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	診断書等取得費用助成金交付の決定をしたときは、診断書等取得費用助成金交付(却下)決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 0 日 (機関名：保健福祉課障がい福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号557)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 4 年 1 0 月 1 4 日作成

処 分 名	補聴器購入費等助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町軽度・中等度難聴児及び難聴者補聴器購入費等助成事業実施規則（令和 4 年厚岸町規則第18号）	
根 拠 条 項	第6条	
根 拠 条 文	<p>(助成決定)</p> <p>町長は、規則第 6 条の規定による申請書の提出があったときは、調査書(別記様式第3号)により審査し、補聴器の購入費等の助成の可否を決定し、助成の決定をした場合にあつては厚岸町軽度・中等度難聴者補聴器購入費等助成事業決定通知書(別記様式第4号)により、助成しないと決定した場合にあつては厚岸町軽度・中等度難聴者補聴器購入費等助成事業却下通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>補聴器の購入等の助成の決定をしたときは、厚岸町軽度・中等度難聴者補聴器購入費等助成券(別記様式第6号。以下「助成券」という。)を申請者に交付するものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 0 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1 0 日（機関名：保健福祉課障がい福祉係）
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号558)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 4 年 1 0 月 1 4 日作成

処 分 名	自助具の給付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町重度身体障害者自助具給付事業実施規則 (令和4年厚岸町規則第12号)	
根 拠 条 項	第6条	
根 拠 条 文	(給付決定) 町長は、規則第4条の規定による申請書及び当該自助具の購入に係る見積書の提出があったときは、重度身体障害者自助具給付調査書(別記様式第2号)により審査し、給付の可否を決定し、通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	規則第4条に規定する申請について給付の決定をしたときは、厚岸町重度身体障害者自助具給付券(別記様式第5号。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日(日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日(機関名：)
	協 議 機 関	日(機関名：)
	処 分 機 関	10日(機関名：保健福祉課障がい福祉係)
所 管 部 署	保健福祉課障がい福祉係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号559)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和4年10月5日作成

処 分 名	不妊治療費助成の決定
根 拠 法 令 名	厚岸町不妊治療費助成規則 (令和4年厚岸町規則第37号)
根 拠 条 項	第6条
根 拠 条 文	<p>助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、不妊治療を受けた日の属する年度の末日までに、厚岸町不妊治療費助成申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて町長に申請するものとする。</p> <p>(1) 厚岸町不妊治療費助成に関する受診等証明書(別記様式第2号)</p> <p>(2) 不妊治療に係る領収書</p> <p>(3) 戸籍謄本(発行日から3月以内のもの)</p> <p>(4) 住民票謄本(記載事項(個人番号を除く。)の省略していないもの(発行日から3月以内のもの))</p> <p>(5) 第3条第1号に規定する夫婦のうち、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、事実婚関係に関する申立書(別記様式第3号)</p> <p>(6) その他町長が特に必要と認める書類</p>
審 査 基 準 の 内 容	<p>町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、厚岸町不妊治療費助成承認・不承認決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>町長は、助成が適当であると認めたときは、前項の交付決定の通知の日から起算して30日以内に申請者に助成金を交付するものとする。</p> <p>1 助成の対象者</p> <p>助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。</p> <p>(1) 婚姻をしている夫婦又は届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下これらを「夫婦」という。)</p> <p>(2) 夫婦ともに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に登録されている者</p> <p>(3) 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又は被扶養者であること。</p> <p>(4) 夫婦のいずれも次に掲げるものの滞納がないこと。ただし、現に滞納がある場合であってもその納入について町長が確実に認められるときは、この限りでない。</p> <p>ア 町税</p> <p>イ 国民健康保険税</p> <p>ウ 後期高齢者医療保険料</p> <p>エ 介護保険料</p> <p>オ ごみ処理手数料</p> <p>カ 町営住宅使用料</p>

		キ 水道料及び下水道使用料 ク 公共下水道事業受益者負担金
標準 処理 期間	総期間	10日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	10日（機関名：保健福祉課健康推進係）
所管部署	保健福祉課健康推進係	
備考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号560)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和4年10月5日作成

処 分 名	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成規則 (令和4年厚岸町規則第38号)	
根 拠 条 項	第5条	
根 拠 条 文	<p>申請者は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成申請書(別記様式第1号)に、接種履歴が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票の写しその他の当該予防接種を受けたことを証する書類(以下「母子健康手帳等の書類」という。)及び領収書を添えて、令和7年3月31日までに、町長に申請するものとする。</p> <p>2 申請者が母子健康手帳等の書類を、紛失等の理由で提出できない場合については、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成申請用証明書(別記様式第2号)の提出をもって、母子健康手帳等の書類に代えることができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>町長は、前条第1項に規定するの申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成決定(不決定)通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、助成が適当であると認めるときは、申請書を受理した日から起算して30日以内に申請者に対し、助成金相当額を支払うものとする。</p> <p>1 助成の対象者</p> <p>助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 令和4年4月1日時点で本町に住所を有する者</p> <p>(2) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していない者</p> <p>(3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を自費で受けた者</p> <p>(4) 助成を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種(積極的勧奨の差控えにより定期接種の機会を逃した者について、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の年齢を超えて接種を行うことをいう。)を受けていない者</p>	
標 準 処 理 期	総 期 間	10日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)

間	処分機関	10日（機関名：保健福祉課健康推進係）
所 管 部 署	保健福祉課健康推進係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号561）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和5年10月24日作成

処 分 名	町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金(個人分)交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金交付規則（令和4年厚岸町規則第29号）	
根 拠 条 項	第5条第1項	
根 拠 条 文	<p>(奨励金の交付決定及び交付)</p> <p>第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る町内指定居宅介護支援事業所への全部該当勤務者の着任に係る変更届出書(厚岸町介護保険条例施行規則(平成13年厚岸町規則第29号)第66号様式)の提出を待ってから、その内容を審査し、交付の可否を決定し、次に定める書類により申請者へ通知するものとする。</p> <p>(1) 町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金(個人分) 厚岸町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金(個人分)交付決定(却下)通知書(別記様式第3号の1)</p> <p>(2) 町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金(法人分) 厚岸町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金(法人分)交付決定(却下)通知書(別記様式第3号の2)</p>	
審 査 基 準 の 内 容	別表交付要件の欄 全部該当勤務者が生じること	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	30日（機関名：保健福祉課介護保険係り）
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 5 6 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 5 年 1 0 月 2 4 日作成

処 分 名	町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金(法人分)交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金交付規則 (令和4年厚岸町規則第29号)	
根 拠 条 項	第 5 条 第 1 項	
根 拠 条 文	<p>(奨励金の交付決定及び交付)</p> <p>第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る町内指定居宅介護支援事業所への全部該当勤務者の着任に係る変更届出書(厚岸町介護保険条例施行規則(平成13年厚岸町規則第29号)第66号様式)の提出を待ってから、その内容を審査し、交付の可否を決定し、次に定める書類により申請者へ通知するものとする。</p> <p>(1) 町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金(個人分) 厚岸町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金(個人分)交付決定(却下)通知書(別記様式第3号の1)</p> <p>(2) 町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金(法人分) 厚岸町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金(法人分)交付決定(却下)通知書(別記様式第3号の2)</p>	
審 査 基 準 の 内 容	別表交付要件の欄 全部該当勤務者が生じること	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名：保健福祉課介護保険係り)
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号563）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和5年11月8日作成

処 分 名	子育て短期支援事業の利用の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町子どもショートステイ事業実施要綱 (令和5年厚岸町訓令第22号)	
根 拠 条 項	第6条	
根 拠 条 文	<p>町長は、前条の規定による申請があったときは、本事業を利用しようとする児童の保護者(以下「申請者」という。)への支援の必要性を審査の上、利用の可否を決定し、厚岸町子どもショートステイ事業利用決定(不決定)通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、実施施設の長に対して厚岸町子どもショートステイ事業利用承認通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	要綱で定める基準のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	30日（機関名：保健福祉課子育て施策推進係）
所 管 部 署	保健福祉課子育て施策推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号564)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	帯状疱疹予防接種費用助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町高齢者帯状疱疹予防接種費用助成規則 (令和 6 年厚岸町規則第13号)	
根 拠 条 項	第 5 条	
根 拠 条 文	助成を受けようとする者は、別記様式第1号による厚岸町高齢者帯状疱疹予防接種費用助成申請書を町長に提出するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の決定をしたときは、申請者に別記様式第2号による厚岸町高齢者帯状疱疹予防接種費用助成金交付決定通知書兼助成券(以下「助成券」という。)を交付するものとする。</p> <p>助成対象者は、予防接種を受ける時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者</p> <p>(2) 65歳以上の者</p> <p>(3) 過去に町の助成を受けて、予防接種を受けたことがない者</p> <p>(4) 町が委託する町内医療機関(以下「医療機関」という。)において予防接種を受けることができる者</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	10日 (機関名：保健福祉課健康推進係)
所 管 部 署	保健福祉課健康推進係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号565)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	定期予防接種再接種費用助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町定期予防接種再接種費用助成規則 (令和 6 年厚岸町規則第 8 号)	
根 拠 条 項	第 5 条	
根 拠 条 文	<p>再接種対象者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、再接種を受ける前に、厚岸町定期予防接種再接種費用助成対象認定申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 医師の意見書(別記様式第2号)</p> <p>(2) 骨髄移植手術等の再接種の理由が生じる以前の定期予防接種履歴が確認できるもの(母子健康手帳又は予防接種済証等)の写し</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、厚岸町定期予防接種再接種費用助成対象認定(不認定)通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者</p> <p>(2) 骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないため、再接種が必要と医師に判断されている者</p> <p>(3) 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、実施規則の規定によるものであること。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	10日 (機関名：保健福祉課健康推進係)
所 管 部 署	保健福祉課健康推進係	
備 考		